

# 幼保一体化について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会

## 1. 議論の進め方について

- (1) すべての子どもを対象に、幼児教育と保育を一体的に提供するためには、社会全体で子どもの育ち・子育てを支えるという基本理念に立ち返り、考える必要がある。
- (2) しかしながら今般の幼保一体化に関する提案は、保護者や保育所、さらには国民全体に混乱を与えるものであり、とうてい理解がえられない提案内容と受けとめている。
- (3) さらに WT の進め方についてだが、本会のように 2 万を越える認可保育所を会員とする団体にあつては、当日資料が配布され、その WT で出た意見をもって整理をされる方法では、議論を持ち帰って検討することもできず、団体として意見を言うことができない。このような議論の進め方で意見を言ったとされてしまうことは大変遺憾であり、きちんとした議論の進め方をしていただくようお願いする。

## 2. 幼保一体化の目的について

- (1) 保育の量的拡大をはかることは必要だが、その際に「質が確保される」ことが重要である。その点を明確に記載すべきである。
- (2) また、目的の 3 つ目にある「支援を必要とするすべての親子がすべての地域であらゆる施設において支援を受けられるように」については、施設だけでなく子育て支援サービスも必要であることから、「あらゆる施設・サービスにおいて」とするべきである。

## 3. 幼保一体化の具体的仕組みについて

- (1) 「市町村の関与」については、市町村の責務として示されている事項が確保されるように、具体的な内容を検討する必要がある。
- (2) 保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する仕組みであっても、市町村の責務として利用支援の仕組みを構築することは必要不可欠である。市町村に「子育て支援コーディネーター(仮称)」を配置することなど、具体的な内容を示すべきである。
- (3) 応諾義務の「正当な理由」は、限定的に定めるべきである。  
特に、障害のある子どもの利用にあたり、「受け入れ体制や環境がないこと」等を「正当な理由」として認めることは、結果として事業主が障害児の利用を排除するために意図的に整備しないことにつながる懸念があり、正当な理由とするべきでない。  
むしろ、障害のある子どもや被虐待児、一人親家庭の子ども等、配慮が必要な子どもや家庭が排除されないよう、市町村新システム事業計画(仮称)において、受け入れ施設の設置や受け入れ枠の設定などを計画的に行うことを明示すべきである。その際に、そのような子どもを受け入れる施設に対する財政的インセンティブを組み込むなどの仕組みを構築すべきである。
- (4) 建学の精神に基づき、事業者が入園児の選考をすることは、児童福祉の観点から認めるべきではない。ただし、このことは情報開示にもとづき、施設の幼児教育・保育の方法や精神等を公表し、そのうえで利用者が選択することを妨げるものではない。
- (5) 定員を超える場合には、まず、必要度の高い子どもの利用が確保されるべきである。また、定員を超える場合の選考は建学の精神ではなく、公開された客観的な基準に基づき行われるべきである。

## 4. 幼保一体給付(仮称)について

- (1) 付加的な幼児教育・保育を認める内容は限定的なものとするべきである。
- (2) 上乗せ徴収については、経済的な理由により、当該「こども園(仮称)」を選択できないことが生じないように、徴収額に上限を設けるべきである。
- (3) 入園料は、入園のための権利金としての性格が強いものであり、実質的に家庭の経済状況を強く反映する利用障壁となるため、認めるべきではない。
- (4) 公定価格は、入園金や上乗せ徴収を行わなくとも、こども園(仮称)が幼児教育・保育の提供を行うことができる水準で設定されるべきである。

## 5. 「こども園(仮称)」の質の向上について

- (1) 子ども・子育て新システムの施行にあわせて、事業者が自ら質の向上に取り組むようなインセンティブを与える仕組みを組み込むことが必要である。
- (2) 質の向上に向けては、12 月 28 日の基本制度 WT で提示された検討課題だけでなく、グループ規模の小

規模化や保育士の研修時間・教材準備時間の確保、開所時間中の保育士配置等、さらに踏み込んで検討すべきである(具体的には下記参照)。

- (3) 減価償却費相当額を給付費に含めて支給することは、真のイコールフッテングの視点から慎重に検討すべきである。また緊急的に基盤整備するためには施設整備費として補助を行うことが必要であるが、その緊急整備は幼稚園が「こども園(仮称)」となる場合の調理室の設置だけでなく、当面の間、「こども園(仮称)」の新設や老朽改築等のための施設整備費も確保すべきである。

## 6. 幼保一体化の進め方について

- (1) 今回の幼保一体化の目的を踏まえると、「満3歳未満児の受入れを義務づけない」とすることは国が重要課題としている待機児童解消にもつながらず、問題である。今回の新システムの構築は「すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供」することを目的に行い、「親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する」のであるから、3歳未満児であってもその地位を保障し、利用できるようにすべきである。

### <参考 質の向上に向け、求められる「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の課題>

質を向上するため、「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の基準は、児童福祉施設最低基準に定める保育所の最低基準および幼稚園設置基準のそれぞれの基準以上のものとする。

#### 1. 職員配置基準や従事する職員について

- (1) 職員配置基準の改善を図ること。
- (2) 「こども園(仮称)」の開所時間中は、基準以上の配置をすることができるような運営体制を図ること。
- (3) グループ規模については、子どもの育ちを真に保障するために、児童福祉施設最低基準に規定するべき。その際には、各国の状況を参考に、養育のための集団の小規模化を図ること。
- (4) 障害のある子どもや要支援の子ども等の保育を行うことのできる、専門性の高い保育士を継続的に雇用することのできるような体制とすること。
- (5) 保育士等が安定・安心して雇用を継続することができるよう、保育士等の処遇を改善すること。
- (6) 保育の質の向上のため、研修権を保障し、保育士等が研修を受けることのできる運営体制をはかること(提案にあったような主任保育士の代替職員の配置だけでは不十分である)
- (7) 保育士のキャリアアップ・キャリアパスの仕組みを構築し、必要な措置を講ずること。
- (8) 保育士の勤務時間については、例えば幼稚園教諭と同様、6時間の保育時間と2時間の研修および教材準備時間が確保されるようにすること。
- (9) 短時間・非常勤保育士の配置には一定の制限を図ること。
- (10) 施設長の資格を位置づけること。
- (11) 主任保育士の配置を明確にすること。
- (12) 看護師の配置を義務づけること。
- (13) 栄養士の配置をすること。
- (14) ソーシャルワーカーの配置を検討すること。

#### 2. (保育環境)施設設備、面積基準

- (1) 子どもの動作空間、単位空間を保障する面積基準にもとづき、国の最低基準を示すこと。(※全社協「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」報告書  
<http://www.shakyo.or.jp/research/09kinoukenkyu.html> 参照)
- (2) 給食を自園で提供するための調理設備を設置すること。